

山口県報

平成25年
10月29日
(火曜日)

目次

告示

- 鳥獣保護区の設定に関する告示の一部改正(二件)(自然保護課).....一
- 鳥獣保護区の指定に関する告示の一部改正(二件)(自然保護課).....二
- 特別保護地区の指定に関する告示の一部改正(三件)(自然保護課).....三
- 休猟区の指定(自然保護課).....四
- 銃猟禁止区域の設定に関する告示の一部改正(二件)(自然保護課).....五



山口県告示第四百十八号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和四十八年山口県告示第八百二十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ二第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

弥栄鳥獣保護区の二区域に関する部分を次のように改める。

二区域 岩国市美和町釜ヶ原、美和町岸根及び美和町百合谷の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 三五〇ヘクタール)

弥栄鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十五年十月三十一日」を「平

成三十五年十月三十一日」に改める。

弥栄鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

平原鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二区域 岩国市美和町洪前及び美和町西畑の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 三三〇ヘクタール)

平原鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十五年十月三十一日」を「平成三十五年十月三十一日」に改める。

平原鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

中倉鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二区域 岩国市由宇町の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 三二〇ヘクタール)

中倉鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十五年十月三十一日」を「平成三十五年十月三十一日」に改める。

中倉鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

禅定寺鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二区域 山口市小郡円座西町、小郡円座東町、小郡尾崎町、小郡金堀町、小郡山手上町、小郡上郷及び小郡下郷の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 四九四ヘクタール)

禅定寺鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十五年十月三十一日」を「平成三十五年十月三十一日」に改める。

禪定寺鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

竜王山鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 山陽小野田市波瀬一丁目及び大字小野田の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二二三ヘクタール)

竜王山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十五年十月三十一日」を「平成三十五年十月三十一日」に改める。

竜王山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

松岳山鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 山陽小野田市大字山川の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 四八ヘクタール)

松岳山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十五年十月三十一日」を「平成三十五年十月三十一日」に改める。

松岳山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

東行庵鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 下関市大字吉田及び大字吉田地方の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 八八ヘクタール)

東行庵鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十五年十月三十一日」を「平成三十五年十月三十一日」に改める。

東行庵鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十九号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和五十八年山口県告示第九百六十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 萩市大字佐々並の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一七五ヘクタール)

三 存続期間に関する部分中「平成二十五年十月三十一日」を「平成三十五年十月三十一日」に改める。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百二十号

鳥獣保護区の指定に関する告示(昭和四十四年山口県告示第七百八十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

霜降山鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 宇部市大字上宇部、大字川上、大字末信、大字中山、大字吉見及び大字善和の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 七三〇ヘクタール)

霜降山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百二十二号

鳥獣保護区の指定に関する告示（平成十五年山口県告示第五百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

小野鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 宇部市大字櫛原、大字小野及び大字如意寺の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 五六九ヘクタール）

小野鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中、「平成二十五年十月三十一日」を「平成三十五年十月三十一日」に改める。

小野鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

見鳥鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 萩市見鳥全域及び同市見鳥の地先公有水面（次の図に示す部分に限る。）（面積 九六六ヘクタール）

見鳥鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中、「平成二十五年十月三十一日」を「平成三十五年十月三十一日」に改める。

見鳥鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百二十二号

特別保護地区の指定に関する告示（昭和四十八年山口県告示第八百二十六号）の一部

を次のように改正する。

平成二十五年十月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

松岳山鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 松岳山鳥獣保護区の区域（面積 四八ヘクタール）

松岳山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中、「平成二十五年十月三十一日」を「平成三十五年十月三十一日」に改める。

東行庵鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 東行庵鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 五ヘクタール）

東行庵鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中、「平成二十五年十月三十一日」を「平成三十五年十月三十一日」に改める。

東行庵鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百二十三号

特別保護地区の指定に関する告示（昭和五十二年山口県告示第九百五十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

「鳥獣保護及び狩猟二閑スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ二第三項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により」に改める。

平原鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 平原鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 三〇ヘクタール）

平原鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中、「平成二十五年十月三十一日」を「平成三十五年十月三十一日」に改める。

平原鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百二十四号

特別保護地区の指定に関する告示（平成十五年山口県告示第五百四十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 区域に関する部分を次のように改める。
- 二 区域 小野鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 五九ヘクタール）
- 三 存続期間に関する部分中「平成二十五年十月三十一日」を「平成三十五年十月三十一日」に改める。
- 四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祿農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百二十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成二十五年十月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 名称 和田休猟区
- 二 区域 周南市大字馬神、大字埜及び大字米光の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 九六七ヘクタール）
- 三 存続期間 平成二十五年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称 柚木東休猟区
- 二 区域 山口市徳地野谷及び徳地柚木の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、七〇〇ヘクタール）
- 三 存続期間 平成二十五年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

船方休猟区

- 一 名称 船方休猟区
- 二 区域 山口市阿東徳佐上及び阿東徳佐中の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、三三七ヘクタール）
- 三 存続期間 平成二十五年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

厚東休猟区

- 一 名称 厚東休猟区
- 二 区域 宇部市大字瓜生野、大字木田、大字車地、大字棚井、大字吉見及び大字善和の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、八七六ヘクタール）
- 三 存続期間 平成二十五年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祿農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

厚狭休猟区

- 一 名称 厚狭休猟区
- 二 区域 山陽小野田市厚狭一丁目、大字厚狭及び大字鴨庄の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二、一九七ヘクタール）
- 三 存続期間 平成二十五年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祿農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

茶白山休猟区

- 一 名称 茶白山休猟区
- 二 区域 萩市大字明木、大字椿及び大字山田の区域（次の図に示す部分に限る。）

(面積 一、二三三ヘクタール)

三 存続期間 平成二十五年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 名称 根引山休猟区

二 区域 萩市川上及び大字佐々並の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 八一五ヘクタール)

三 存続期間 平成二十五年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百二十六号

銃猟禁止区域の設定に関する告示(昭和四十八年山口県告示第八百二十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条の規定に基づき、」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を」に、「銃猟禁止区域を設定する」を「指定する」に改める。

光湾銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 光湾特定猟具使用禁止区域

二 区域 光市浅江二丁目、浅江四丁目、浅江五丁目、浅江六丁目、浅江七丁目、島田一丁目、島田二丁目、中央二丁目、中央四丁目、中央五丁目、虹ヶ浜一丁目、虹ヶ浜二丁目、虹ヶ浜三丁目、光井一丁目、光井二丁目、室積四丁目、室積五丁目、室積六丁目、室積七丁目、室積新開一丁目、室積松原、大字浅江、大字島田、大字光井及び大字室積村の区域(次の図に示す部分に限る。)(並びに同市大字室積村から大字浅江に至る土地の地先公有水面(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、七七一ヘクタール)

光湾銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十五年十月三十一日」を「平成三十五年十月三十一日」に改める。

光湾銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

三丘銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 三丘特定猟具使用禁止区域

二 区域 光市大字小周防及び大字立野並びに周南市大字小松原の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二六〇ヘクタール)

三丘銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十五年十月三十一日」を「平成三十五年十月三十一日」に改める。

三丘銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

姫山銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 姫山特定猟具使用禁止区域

二 区域 山口市大内御堀、平井及び吉田の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 六三ヘクタール)

姫山銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十五年十月三十一日」を「平成三十五年十月三十一日」に改める。

姫山銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百二十七号

銃猟禁止区域の設定に関する告示(平成五年山口県告示第八百三十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項」に、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を「指定する」に改める。

呼坂銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 呼坂特定猟具使用禁止区域

二 区域 周南市大字中村、大字安田及び大字呼坂の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二六〇ヘクタール)

呼坂銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十五年十月三十一日」を「平成三十五年十月三十一日」に改める。

呼坂銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

埴生銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 埴生特定猟具使用禁止区域

二 区域 山陽小野田市大字埴生の区域(次の図に示す部分に限る。)及び同大字の地先公有水面(次の図に示す部分に限る。)(面積 二九八ヘクタール)

埴生銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十五年十月三十一日」を「平成三十五年十月三十一日」に改める。

埴生銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)